

○水戸市産業振興計画審議会条例

平成26年 3月26日

水戸市条例第 5号

(設置)

第 1 条 産業振興に係る計画について審議するため、水戸市産業振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業振興に係る計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、産業振興について必要があると認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、市民、関係団体の役職員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、産業経済部において行う。

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。